

令和5年8月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和5年8月10日 午後2時50分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和5年8月10日 午後3時09分

3 委員氏名

(1)出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋谷 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	渋谷 佳規
安武 昇	吉住 勝実	仁部 誠二	薄 隆太
宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜	

(2)欠席者

高原 尚広

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太郎
係	長井 啓子
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

報告第1号 農地改良届の受理

報告第2号 農地法施行規則第29条の規定による転用許可不要届の受理

午後2時50分開会

○事務局長（XXXXXXXXXX君） それでは、令和5年8月定例農業委員会開会の前に出席委員の確認をいたします。

■■■■委員から欠席の連絡を頂いており、本日の出席委員数は19名。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、■■■■会長、よろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） 皆さん、現地調査に続いて、人権研修、お疲れでございました。実のある研修を受けたというふうに思っておりますし、活動内容が知れてよかったなというふうに私自身は感じております。

暑い夏が続きますけど、ひとつ皆さん、体には気をつけて、日々の生活につなげていただきたいと思います。

ただいまから令和5年第8回の農業委員会総会を始めます。

.....

○議長（■■■■君） 始めます前に、議事録署名人の指名をいたします。■■■■委員と■■■■安廣委員、2人です。よろしくお願いいたします。

.....

○議長（■■■■君） それでは、議案第1号農地法第3条の許可申請について、8-1-1から、事務局説明をお願いします。

○係（■■■■君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号8-1-1について御説明いたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により、売買を行い農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢61歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は40年と伺っております。農業経営状況としましては、水稲、露地野菜の栽培を行っておられます。所有する農機具はトラクター、田植え機、防除機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページを御覧ください。

今回の申請は、薬王寺温泉入り口交差点の南側に位置する斜線部の2筆です。今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については地元委員さんの署名、捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） 説明終わりました。御質問、御意見ありましたらお願いいたします。よろしいですか。——それでは採決に入ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長 (君) 全員賛成。

続きまして8-12、説明をお願いします。

○係 (君) それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号8-12について御説明いたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢41歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は14年と伺っております。農業経営状況としましては、果樹の栽培を行っておられます。所有する農機具はトラクター、管理機、防除機、噴霧機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページを御覧ください。

今回の申請地は、上砥石ヶ浦池の東側に位置する斜線部の1筆です。今後の申請地における営農計画としましては、柑橘の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名、捺印を頂いていることから事務局で受理しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 (君) 説明終わりました。質問、意見ありましたらお願いいたします。——ないようですので、採決に入ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長 (君) 全員賛成です。

○議長 (君) 続きまして、議案第2号に移ります。

農地法5条の許可申請について、申請番号8-10説明をお願いします。

○係 (君) それでは、4ページ、農地法5条の許可申請、申請番号8-10について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、共同住宅に転用する内容です。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

また、開発面積1,000平米以上で、3戸以上の住宅開発のため、指導要綱の対象となり、市都市整備課との間で協定書の締結がされていることから、農地法の申請に至っております。

位置図の説明をいたします。議案書の5ページをお開きください。

申請地は谷山区公民館の南側に位置する斜線部の4筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、周囲を他地目で分断されているため、第2種農地と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。6ページに現況図、7ページに計画平面図、8ページに給排水計画図、9から11ページに断面図を記載しております。

8ページをお開きください。

計画では、共同住宅3棟として使用いたします。

次に雨水・雑排水について説明いたします。

雨水排水は、宅内から集水桝を通して西側の新設の道路側溝に接続します。汚水排水は、宅内から西側市道の公共下水に接続します。

次に切土、盛土について御説明いたします。9ページから11ページをお開きください。

申請地内において、切土は最大で50cm程度、盛土は最大で1m程度の計画となっております。隣地境界は、周囲をコンクリートブロック積みによる土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和5年6月22日付で、谷山開発委員会規則を遵守することの条件付の水利承諾書の提出がされています。

併せまして、区域委員の署名、捺印を頂いていることから事務局で受理しています。

説明は以上になります。地元委員さんから補足等ありましたら、よろしく申し上げます。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 地元で2度協議いたしまして、それに対して市からもっと要望が出まして、そこまで考慮されての開発となっております。よろしく協議をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。説明終わりました。質問、意見ありましたらお願いいたします。——ないようですので、採決に移ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

○委員（ 君） ありがとうございます。

○議長（ 君） 次に、申請番号8-11について、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法5条の許可申請、申請番号8-11について説明いたします。4ページにお戻りください。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、建売分譲住宅に転用する内容です。申請人、申請地等については、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の12ページをお開きください。

申請地は上米多比公民館の南側に位置する斜線部の1筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、周囲を他地目で分断されているため、第

2種農地と判断しております。

次に計画図等の説明をいたします。13ページに現況図、14ページに計画平面図です。

15ページに断面図を記載しております。

14ページをお開きください。

計画では、建売分譲住宅2棟として使用いたします。

次に雨水、雑排水について説明いたします。

雨水排水は、宅内から集水枡を通し、北側市道の雨水管に接続します。汚水排水は、宅内から北側市道の集落排水に接続します。

次に、切土、盛土について御説明いたします。15ページをお開きください。

申請地においては、切土は行わず、盛土は最大で60cm程度の計画となっております。隣地境界は、周囲をコンクリートブロック積みによる土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和5年7月24日付で無条件の水利承諾書の提出があります。

併せまして、区域委員の署名、捺印を頂いていることから事務局で受理しています。

説明は以上になります。地元委員さんから補足等ありましたら、よろしく願います。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） この件につきましては、地元で3回の開発委員会を開催いたしました。

それぞれいろいろな問題が出ましたが、一応最終的には承諾ということでございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。御質問、御意見ありましたらお願いいたします。はい、 委員。

○委員（ 君） ちょっと質問します。8-11番の面積が340平米に対して、計画図内の宅地の平米数が227平米と228平米で、100平米以上合わない分というのは、どこか別の土地が、台帳を合わせたりするのかなど。

○議長（ 君） 事務局、お願いします。

○係（ 君） 今回については、農地転用申請に当たり、関係地権者や市の建設課と河川や水路の境界立会を行っております。

その結果を元に、事業者が求積した実測図面が、こちらの14ページの計画図に記載のある面積となっております。農地転用申請については、登記面積で行う必要があるため、今回につきましては、実測面積と100平米ほどずれが生じたという形になります。

造成完了後に、地目変更登記を行う際に、地積の更正登記も併せて行うこととなるかと思えます。

説明は以上となります。

○委員（ 君） 分かりました。

○議長（ 君） ありがとうございます。台帳面積より小さいわけですか。実測値は455平米まで増えたみたいですが。ほかに質問ありませんか。——ないようでしたら採決に移ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成です。

.....

○議長（ 君） それでは、議案第3号、基盤強化法第19条の報告について、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第3号について御説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により「市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない」となっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回、新規で1件の申出がっております。

それでは御説明いたします。新規の申出につきましては、16ページを御覧ください。

申請番号8-13、青柳町にある1筆で面積772平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年8月14日から令和15年12月末までの貸し借りとなっております。

新規の利用権設定については、全て区域委員の署名、捺印を頂いておりますことから、市にて受理をしております。御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） 説明終わりました。御質問、御意見ありましたらお願いいたします。——ないようですので、採決に入ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

以上で議事すべて終了です。

午後3時09分閉会